

低未利用土地等確認申請書兼確認申請
必要書類 一覧

【宅建業者が仲介している場合】

チェック	書 類	どこで入手？
	<ul style="list-style-type: none"> ・様式①-1 ・様式①-2 ・様式②-1又は様式③※1 <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">} 合計3枚 ※2</p> <p>※1土地譲渡後の利用が完了していない場合は「様式②-1」 土地譲渡後の利用が完了している場合は「様式③」を使用 して下さい。</p> <p>※2 「様式①-2」及び「様式②-1又は様式③」は仲介した 宅建業者に記載を依頼して下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅総合ホームページ ・建築指導課 空き家活用室
	<p>土地売買契約書のコピー (印紙が貼付されているもの)</p>	<p>ご自分のもの</p>
	<p>土地全部事項証明書 (買手への所有権移転日が記載されているもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢地方法務局 (新神田合同庁舎内) ・オンラインのものでも可 (仲介不動産業者に依頼)
	<p>建物全部(閉鎖)事項証明書 (建物がある場合)</p>	
	<p>申請者様が直接来所(郵送)される場合 →身分証明書の写し 代理の方が来所(郵送)される場合 →委任状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書 (運転免許証等) ・委任状 (建築指導課 空き家活用室)

【宅建業者が仲介していない場合】

チェック	書類	どこで入手？
	<ul style="list-style-type: none"> ・様式①-1 ・様式②-2 } 合計2枚	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅総合ホームページ ・建築指導課 空き家活用室
	土地売買契約書のコピー (収入印紙が貼付されているもの)	ご自分のもの
	土地全部事項証明書 (買手への所有権移転日が記載されているもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢地方法務局 (新神田合同庁舎内)
	建物全部(閉鎖)事項証明書 (建物がある場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインのものでも可 (仲介不動産業者に依頼)
	土地や建物が未使用であったと分かる現地写真	
	申請者様が直接来所(郵送)される場合 →身分証明書の写し 代理の方が来所(郵送)される場合 →委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書 (運転免許証等) ・委任状 (建築指導課 空き家活用室)

担当： 金沢市 建築指導課 空き家活用室(金沢市第一本庁舎3階)
 920-8577 金沢市広坂1-1-1
 TEL : 076-220-2136